

本件意匠1の構成態様

原告の主張			被告の主張			裁判所の認定			
基本的構成態様	A1	A1-2 基端から5本に分岐した丸棒状の枝部を、基端から先端まで「熊手」状に湾曲させて形成されている。		基本的構成態様	A1-3	A1-3 全体が、基端から5本に分岐した丸棒状の枝部を、基端から先端まで「熊手」状に湾曲させて形成されている。			
	B1-2	枝部の先端には「涙滴」状に膨らんだ涙滴状部が形成されている。			B1-3	B1-3 枝部の先端には「涙滴」状に膨らんだ涙滴状部が形成されている。			
具体的構成態様	C1	C1-2 平面視にて、中央の枝部に比して外側の枝部がより大きく湾曲するように形成されており、その結果、側面視において各涙滴状部は全体として弧を描くように配置されている。	C1-3 平面視にて、中央の枝部に比して、外側の枝部がより大きく湾曲するように形成されており、その結果、左右各側面視において、涙滴状部は全体として中央の枝部の涙滴状部を頂点とする弧を描くように配置されている。 <th data-kind="parent" data-rs="3">具体的構成態様</th> <th>D1-2 正面視にて、中央の枝部はほぼ直線状に延び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるよう湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらにきつ外側に広がるよう湾曲している。</th> <td data-kind="parent" data-rs="3">D1-3 正面視にて、中央の枝部はほぼ直線状に延び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるよう湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらに大きく外側に広がるよう湾曲している。</td> <th data-kind="parent" data-rs="3">E1-2 各涙滴状部は等間隔に配置されており、各涙滴状部間の距離は涙滴状部約2個分である。</th> <td data-kind="parent" data-rs="3">E1-3 各涙滴状部は等間隔に配置されており、涙滴状部間の距離は涙滴状部約2個分である。</td> <td data-kind="ghost"></td>	具体的構成態様	D1-2 正面視にて、中央の枝部はほぼ直線状に延び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるよう湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらにきつ外側に広がるよう湾曲している。	D1-3 正面視にて、中央の枝部はほぼ直線状に延び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるよう湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらに大きく外側に広がるよう湾曲している。	E1-2 各涙滴状部は等間隔に配置されており、各涙滴状部間の距離は涙滴状部約2個分である。	E1-3 各涙滴状部は等間隔に配置されており、涙滴状部間の距離は涙滴状部約2個分である。	
	D1								

被告意匠1の構成態様

原告の主張			被告の主張			裁判所の認定					
基本的構成態様	a1	全体が、複数本の枝部を基端から先端まで「熊手」状に緩やかに湾曲して形成された態様のものである。		基本的構成態様	a1-2	基端から5本に分岐した丸棒状の枝部を、基端から先端まで「熊手」状に湾曲させて形成されている。		基本的構成態様	a1-3	基端から5本に分岐した丸棒状の枝部を、基端から先端まで「熊手」状に湾曲させて形成されている。	
	b1-2	枝部の先端には「涙滴」状に膨らんだ涙滴状部が形成されている。			b1-3	枝部の先端には「涙滴」状に膨らんだ涙滴状部が形成されている。			c1-3	平面視にて、各枝部は、略等しく湾曲しており、その結果、側面視において各涙滴状部は全体として直線状に配置されている。	
具体的構成態様	c1	枝部は基端から丸棒状で5本に分岐し、それぞれの先端において「涙滴」状に膨らんだ涙滴状部が形成されている。	具体的構成態様	c1-2	各枝部は「熊手」状に揃えて湾曲しており、その結果、側面視において各涙滴状部は全体として直線状に配置されている。		具体的構成態様	d1-3	平面視にて、各枝部は、略等しく湾曲しており、その結果、左右各側面視において、各涙滴状部は全体として概ね直線上に配置されている。		
	d1			d1-2	正面視にて、中央の枝部はほぼ直線状に延び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるよう湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらにきつ外側に広がるよう湾曲している。			e1-3	正面視にて、中央の枝部がほぼ直線状に伸び、そのひとつ外側の2つの枝部は外側に広がるように僅かに湾曲しており、一番外側の2つの枝部はさらにきつ外側に湾曲し、先端から3分の1のところで大きく内側に入り込んでいる。		
	e1-2			各涙滴状部は等間隔に配置されており、各涙滴状部間の距離は涙滴状部約1個分である。				各涙滴状部は等間隔に配置されており、涙滴状部間の距離は涙滴状部約1個分である。			

本件意匠2の構成態様

原告の主張		被告の主張		裁判所の認定	
基本的構成態様	A2	基本的構成態様	A2-2	全体が、板状で正面視にて略「U」字状の柄と、それより先端側において平面視にて二股に分岐して並走する略棒状で一対の支持部を設けた略「トング」状の態様のものである。	
			B2-2	手持ち部は、平面図においては緩やかに幅の変化のある1枚の板状であり、正面図においては略「U」字状に形成されている。	
			C2-2	手持部は、平面図において、二股に分岐した手持部側から先端に向かうにつれて細くなる略棒状の一対の支持部を有し、支持部の内側部分には、略「V」字状のくぼみが形成されている。	
具体的構成態様	E2	具体的構成態様	D2-2	平面図において、把持部側が最も太く中間部にかけて緩やかに幅が狭くなり、その後、末端にかけて極めて緩やかに幅が広くなっている。	
			E2-2	正面図において、把持部側から緩やかに内側に向かって湾曲し、末端は略半円状に形成されている。	
			F2-2	正面図から見た略「U」字状の手持部の厚さは、概ね平面図から見た板状の手持部の幅の3分の1から2分の1程度である。	
			G2-2	平面図において、上下対称の支持部の外縁は、手持部側から把持部の中間部にかけて緩やかに外側に広がったのち、中間部から支持部の先端にかけて緩やかに内側に湾曲している。また、上下対称の支持部の内縁は、先端から手持部側に向かうにつれて大きく窄まり、略「V」字状である。	
			H2-2	支持部の内側部分に略「V」字状に形成されたくぼみは、先端部から手持部側にかけて徐々に幅が広くなるよう形成されている。	
			I2-2	支持部の断面図(甲6【A-A線断面図】)は、角丸四角形からくぼみ部分が欠けた形状となっている。	
			J2-2	平面図において、一対の支持部の間は、本件意匠2の全体の長手方向の長さの約7分の2にわたる空洞となっている。	
	K2			支持部は正面視にて上下対称に柄側から先端に向かって柄よりもやや太く外側に膨らむよう湾曲して形成されている。	
				A2-3 全体が、板状で、手で掴む柄と、ローラーを持持する把持部とからなる略「トング」状の態様のものである。	
			B2-3	柄は、正面視にて略U字状で、平面視にて1枚の板状に形成されている。	
			C2-3	把持部は、平面視にて、柄との境付近から先端に向けて二股に分岐して並走する略棒状で一対の支持部を有する。	
			D2-3	平面視にて、柄の幅は、把持部側から中間部にかけて緩やかに幅が狭くなり、その後、末端にかけて極めて緩やかに幅が広くなっている。	
			E2-3	正面視にて、柄は、把持部側から中間部にかけて上下対称に緩やかに内側に向かって湾曲し、その後、末端にかけて極めて緩やかに幅が広くなり、末端において略半円状に形成されている。	
			F2-3	正面視による略「U」字状の柄の厚さは、概ね平面視による板状の柄の幅の3分の1から2分の1程度である。	
			G2-3	平面視にて、上下対称の支持部の外縁は、柄側から把持部の中間部にかけて緩やかに外側に広がったのち、中間部から支持部の先端にかけて緩やかに内側に湾曲している。また、一対の支持部の内縁は、いずれも先端から柄側に向かうにつれて緩やかに湾曲し、平面図上下方向の中間付近で円弧状に接続し、略「V」字状を形成している。	
			H2-3	平面視にて、把持部には、先端から柄との境にかけて、支持部の内縁から把持部の表面に向けて傾斜したくぼみが形成されており、このくぼみの傾斜面は、先端部から柄側にかけて徐々に幅が広くなるよう形成されている。	
			I2-3	支持部の断面図(甲6【A-A線断面図】)は、角丸四角形からくぼみ部分が欠けた形状となっている。	
			J2-3	平面視にて、一対の支持部の間は、本件意匠2の全体の長手方向の長さの約7分の2にわたる空洞となっている。	
			K2-3	支持部は正面視にて上下対称に柄側から先端に向かって柄よりもやや太く外側に膨らむよう湾曲して形成されている。	

被告意匠2の構成態様

原告の主張		被告の主張		裁判所の認定			
基本的構成態様	a2	基本的構成態様	a2-2	全体が、手で掴む「手持ち部」とローラーを把持する「把持部」とからなる「トング」状の態様のものである。	基本的構成態様	a2-3	全体が、板状で、手で掴む柄と、ローラーを把持する把持部とからなる「トング」状の態様のものである。
			b2-2	手持ち部は、平面図においては緩やかに幅の変化のある1枚の板状であり、正面図においては略「U」字状に形成されている。		b2-3	柄は、正面図にて略U字状で、平面図にて1枚の板状に形成されている。
			c2-2	把持部は、平面図において、二股に分岐した太さが略一定である略棒状の一対の支持部を有し、支持部の内側は、略「U」字状に形成されている。		c2-3	把持部は、平面図にて、柄との境付近から先端に向けて二股に分岐して並走する略棒状で一対の支持部を有する。
具体的構成態様		具体的構成態様	d2-2	手持ち部は、平面図において、把持部側が最も太く中間部にかけて緩やかに幅が狭くなり、その後、末端に至るまで一定の幅で形成されている。	具体的構成態様	d2-3	平面図にて、柄の幅は、把持部から中間部にかけて緩やかに幅が狭くなり、その後、末端にかけては幅の広さにほとんど変化はない。
	e2		e2-2	手持ち部は、正面図において、把持部側から緩やかに内側に向かって湾曲し、末端は略「コ」の字状に形成されている。		e2-3	正面図にて、柄は、把持部側から中間部にかけて上下対称に緩やかに内側に向かって湾曲し、その後、末端にかけて極めて緩やかに幅が広くなり、末端において略半円状に形成されている。
			f2-2	正面図から見た略「U」字状の手持ち部の厚さは、概ね平面図から見た板状の手持ち部の幅の5分の1から4分の1程度である。		f2-3	正面図による略「U」字状の柄の厚さは、概ね平面図による板状の柄の幅の5分の1から4分の1程度である。
			g2-2	平面図において、上下対称の支持部の外縁は、手持ち部側から中間部にかけて緩やかに外側に広がった後、中間部から支持部の先端にかけて緩やかに内側に窄まっている。また、上下対称の支持部の内縁は、手持ち部側部分において緩やかに窄まり、略「U」字状を形成している。		g2-3	平面図にて、上下対称の支持部の外縁は、柄側から支持部の中間部にかけて緩やかに外側に広がった後、中間部から支持部の先端にかけて緩やかに内側に湾曲している。また、一対の支持部の内縁は、柄との境付近で窄まり円弧状をなす略「U」字状を形成している。
			h2-2	支持部の内側部分にくぼみは存在しない。		h2-3	平面図にて、把持部には、先端から柄との境にかけて、支持部の内側部分に傾斜部が形成されていない。
			i2-2	支持部の略棒状の断面図はやや縦が長く角が少し丸みを帯びた長方形状になっている。		i2-3	支持部の略棒状の断面図はやや縦が長く角が少し丸みを帯びた長方形状になっている。
			j2-2	平面図において、一対の支持部の間は、被告意匠2全体の長手方向の長さの約2分の1にわたる空洞となっている。		j2-3	平面図にて、一対の支持部の間は、被告意匠2全体の長手方向の長さの約2分の1にわたる空洞となっている。
	k2			支持部は正面図にて上下対称に柄側から先端に向かって柄よりもやや太く外側に膨らむよう湾曲して形成されている。		k2-3	支持部は正面図にて上下対称に柄側から先端に向かって柄よりもやや太く外側に膨らむよう湾曲して形成されている。